

視 察 報 告 概 要

- 1 視 察 日 時 平成28年10月26日(水)
午後1時00分 から 午後2時15分 まで

2 視察先及び視察事項

- ・視 察 先 愛媛県松山市
- ・視察事項 子ども目線の交通安全マップについて
 - ① 経緯、背景について
 - ② 概要について
 - ③ 予算について
 - ④ 市民、児童の反応について
 - ⑤ 実績と効果について
 - ⑥ 課題、展望について

3 視察の目的

所沢市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以来、5年ごとに9次にわたり「所沢市交通安全計画」を策定し、各種対策を推進してきました。

その結果、市内の交通事故死者数は減少し、近年は10人を下回る年がほとんどとなっていますが、2008年には集団下校中の小学生の列に乗用車が突っ込み、児童1人が亡くなり4人が軽傷を負う事故が起きました。

松山市では、ハード対策に加え、市内の小学校において“子ども目線”による交通安全マップを作製し、交通事故防止に向けた意識啓発に取り組んでいることから、委員会としての今後の審査等の参考とするため、視察を行いました。

4 視察の概要

渡部松山市議会事務局次長から歓迎の挨拶及び松山市の概要説明、石本委員長の挨拶の後、渡邊都市整備部道路建設課主任から松山市の紹介及び視察事項の説明、質疑応答が行われた。植竹副委員長の御礼の挨拶の後、議場見学を行い、松山市役所での視察を終了した。

(1)経緯、背景について

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した通学中の児童を巻き込む悲惨な交通事故を受け、教育委員会、県警、道路管理者が協力して、全校の通学路で緊急点検を実施し対策を話し合った結果、県警では信号機の導入、道路管理者は交差点のカラー化

やカーブミラーの設置などの対策に取り組んだが、こうしたハード面の対策は解消に時間を要するし、道路の幅員拡張ができないといった対策困難箇所が出るなど限界がある。

そこで、子どもたちが危険な場所を知り、どのように危険を回避したらよいかというソフト対策を併せて行うことが重要だと考え、そのツールとして子ども目線の交通安全マップの作成に取り組むこととなった。

(2) 概要について

この事業については、2年にわたって取り組み、1年目はモデル校を設定しマップを作成した。そこで得たノウハウでマニュアルを作成し、残りの市内54校に配布するという流れで、2年目については支援マニュアルをもとにマップのデータを作成した。具体的な作成手順として、モデル校となった石井東小学校では、全部で6時間の授業時間を割り当て、交通安全マップを作成した。

ステップ1として、ガイダンスでは児童に調査する意欲を持ってもらうため、先生の協力のもと授業を開き、松山市の交通環境の実情を知ってもらうため、松山市の事故統計から子どもの事故はどのぐらい発生していて、それを学校単位で置き換えるとどのぐらいの人が負傷しているのかといった内容を説明した。次に、普段歩いている道で危険な箇所を各自発表してもらい、身近な場所に危険箇所が存在することを認識してもらおうと同時に、交通安全ビデオを視聴した。ビデオについては、市内の全小学校に配布することから、著作権の問題を考え職員が自作した。

ステップ2では、グループで危険箇所の抽出を行った。地図を用いて各自、地域に潜む危険箇所を把握し、次にグループで危険箇所を付箋を貼り自分では気付かなかった危険箇所を認識し、グループで危険箇所の発表を行った。

ステップ3では、現地点検準備として、現地への順路やタイムキーパー、写真係といった役割分担を決めた。なお、今回のマップ作成については、できる限り児童が行うというスタンスで行った。

ステップ4では、現地点検を行った。これは現地の危険箇所を見ることで、危険予測能力と危険回避能力の向上させることが大きな狙いで、併せて、児童の安全を守りながら現地点検を実施するため、各グループには保護者、警察、地域の見守り隊に同行した。また、町内会長にも登場していただき、児童がインタビューするなど地域ぐるみで点検を実施した。

また、マップの作成に当たっては、アドバイザーの存在が非常に大きく、マニュアルについては先生の労力をできるだけ軽減することを主眼に置き、学校ごとの様式をエクセルで作成しておき、写真の選択やコメントの打ち込み程度の作業でマップができるように簡素化した。

今回は、通学路の枠を超えて危険箇所を抽出しているのが大きなポイントで、掲載している写真も全て現地点検で児童が撮影したものとなっている。こうした点でも、子ども目線が強調されたマップとなっている。

(3) 予算について

予算については、モデル校のマップ作成と残りの54校が作成するための支援マニ

ュアル作成の事業費として420万円、作成したマップデータの印刷製本費242万円のみで、合計660万円となっている。なお、できあがった55校分のマップは、児童を通じて各家庭並びに多種多様な面で使用していただきたいということで、国、県、県警等にも配布した。

(4) 市民、児童の反応について

児童の反応については素直なものが多く、「普段通っている道でも、よく考えてみると本当は危険だったということがわかりました。」という意見や「小さな危険が大きな事故につながることを感じました。」という意見もあり、改めて身の回りにはたくさん危険箇所が存在するということを認識してもらえた。また、「地域の方や保護者の方がいつも見守ってくださっています。お礼の気持ちを込めてしっかり挨拶したいです。」という意見もあり、周りの人への感謝の気持ちが生まれたり、自分たちが情報発信をして地域の安全向上へ貢献したいという気持ちも芽生えたり醸成できたということが、非常に大きな効果である。また、保護者や見守り隊といった地域を巻き込んで一緒に危険な箇所を歩き情報共有を凶ったことで、子ども目線での危険な箇所を知ることができ、「危険な場所でどのように運転したらいいかということを考えるきっかけ作りにもなった。」という声も寄せられた。

(5) 効果、実績について

カーブミラーは車や大人の目線に合わせて設置されており、見通しが悪いという意見が児童から多く寄せられ、改めて子どもには見えないということがわかった。また、安全なはずの地下道や歩道橋を危ないと感じている児童が多いということで、大人には感じないことが子どもの低い目線では脅威に感じるということがわかった。

子どもは、これから成長するに従って行動範囲が広がっていくが、そのようなときに小学校で経験したことを通し、危険箇所に気付けるということということで、交通安全意識の向上にもつながっている。それから、目で見える効果として、実際に児童が抽出した危険箇所について、用地買収をして道路を拡幅するなどハード整備によって解消しようという動きもあるし、マップ作成後、年々子どもの交通事故は減っている。

(6) 課題、展望について

2年目のときに、各学校に必要部数を印刷し配布したが、在庫がなくなり配布できない学校が出ている。また、最近のヒアリングでは、データはあるが印刷コストが高いため対応できていない、作ったきりで危険箇所の更新ができていないと学校もあり、継続性に課題を抱えている。

一方で、積極的な小学校では、作成した交通安全マップに防災要素を加えて今年も作成するという学校もあるし、304箇所ある通学路の要対策箇所の対策も残すところ50箇所となり、ハードとソフトの両面で整備が進んでおり、未来ある子どもたちが被害者にならないような施策が展開されている。

5 質疑応答

- 質疑 危険箇所が304箇所という説明があったが、これはマップ上に写真を付けて掲載している箇所を合計した数ということか。
- 応答 平成24年に教育委員会、県警、道路管理者が現場で通学路点検を実施した際の確認箇所であり、今回児童が抽出したものと数は異なります。
- 質疑 相当な数の対策が完了していると思うが、主にこういった対策を図ったのか。
- 応答 主に交差点のカラー化など簡単に対策できるものが多いです。
- 質疑 看板の設置なども対策として行われたのか。
- 応答 お見込みのとおりです。
- 質疑 420万円について国の予算ということだが、こういった補助金か。
- 応答 社会資本整備総合交付金です。約半分ほど補助金をいただいて整備しました。
- 質疑 420万円の内訳はどうなっているか。
- 応答 今回はコンサルタント会社に委託しており、コンサルタント会社で作る全校分の地図に一番予算がかかっています。
- 質疑 アドバイザーの先生がいらっしゃったということだが、コンサルタント会社はまた別ということか。
- 応答 アドバイザーの先生とは別に、松山市内のコンサルタント会社に委託しました。アドバイザーである東京大学の樋野先生には、今回の交通安全マップを石井東小学校で作り上げていく過程で、その手順ややり方について助言をいただきました。先生には松山市へいらっしゃる旅費をお支払しています。
- 質疑 委託先のコンサルタント会社は、都心の会社か、それとも地元の会社か。
- 応答 土木系のコンサルタント会社で、今回のマップ作成のソフト制作をするのも初めてでした。交通安全マップを石井東小学校と作り上げていく過程は、ほぼ担当課で行い、小学校と打ち合わせをしながら進めました。ですから、コンサルタント会社というよりは、机上で資料を作ってもらったという形です。
- 質疑 このエクセルの様式は、コンサルタント会社で作成したのか。
- 応答 お見込みのとおりです。
- 質疑 児童や、先生と地域の人、市の職員はどちらかというところと情報収集と情報提供が主な役割だったのか。
- 応答 お見込みのとおりです。
- 質疑 それをコンサルタント会社がマニュアル化し、見やすい形にしていたのか。
- 応答 市と石井東小学校が主体となって行ってきた授業を、コンサルタント会社がある場に入って見て、そのやり方をマニュアルにまとめました。
- 質疑 何年生の児童が参加したのか。
- 応答 石井東小学校については5年生を対象にしておりました。低学年だと地図が読めないということもあり、4年生から6年生の中で、間をとったというわけではありませんが、5年生になりました。
- 質疑 作成の時間は、授業の中に組み込んだのか。
- 応答 総合的な学習の時間で各学校で自由に使える枠があり、それを使って実施しました。
- 質疑 マップの作成過程で、警察からはどのような協力があったのか。現地点検では警察にも同行してもらったということだったが、作成過程で警察や交通指導員等か

らの助言はあったのか。

応答 子ども目線のマップなので、子どもだけで作り上げていきました。警察の方は、現地点検のサポートだけです。

質疑 交通安全教室は年1回の開催か。

応答 小学校では1年生を対象とした歩き方教室、3年生を対象とした自転車教室を行っております。

質疑 DVDを職員が制作したということだが、コンサルタント会社が制作するのではないか。

応答 コンサルタント会社には出演はしていただきましたが、撮影や編集などは職員で行いました。

質疑 教育委員会との関係だが、どちらから話を持ち込んだのか。

応答 こちらから持ち込んで、協力してもらいました。

質疑 教育委員会との関係としては、あくまでもお願いをして協力してもらったということか。

応答 お見込みのとおりです。協力してもらった内容としては、平成25年度に残り54校にマップを作ってもらう際、提出期限を決めましたが、なかなか出していない学校に、交通整備課からではなく教育委員会から連絡してもらい調整してもらいました。

質疑 DVDの制作にはどのぐらい時間がかかったのか。

応答 撮影自体は2日ほどで、あとはパソコンで編集等をするのが大体1日でした。

質疑 マップの更新のタイミングは、各学校の判断に任せているのか。

応答 お見込みのとおりです。学校には、最初に製本したものをお渡しして、マップのデータもありますので、それ以降は各校で対応していただく形になっています。

質疑 更新作業はエクセルを操作するだけなので、そんなに大変ではないのか。

応答 お見込みのとおりです。

質疑 更新後の印刷は、学校にある印刷機を使うのか。

応答 A3で出せるようにしてありますので、そのような使い方をしていただけると非常に嬉しいです。

質疑 学校にはA3をカラー印刷できる印刷機が用意されているのか。

応答 カラーの大量印刷には対応していないかと思います。

質疑 予算的な課題があるということか。

応答 お見込みのとおりです。

質疑 児童に配布できないという現状もあるのか。

応答 お見込みのとおりです。このマップは松山市のホームページにも載せています。いろいろな使い方ができればと思っており、紙媒体だけではなく家庭でダウンロードしていただき、子どもと一緒に見て、これから通う小学校区の危険な箇所を教育してもらったりしていただければ嬉しいです。

質疑 島にも小学校はあるのか。

応答 1校あります。

質疑 教育委員会、県警、道路管理者と協力してということだが、発案したのは都市・交通計画課で、モデル校の話は教育委員会を通してと思うが、調整で大変だった

ことはあるか。

応答 教育委員会の鶴の一声で、モデル校はあそこしかないというのが石井東小学校でした。当時の校長が熱心で、お願いをした時も快諾していただきました。

質疑 授業の年間計画もすでに決められていたと思うが、1年前からお願いしていたのか。

応答 平成24年度に実施しようとなった段階で教育委員会にお願いをして行いましたので、同時進行です。

質疑 平成24年度に始まったということか。

応答 お見込みのとおりです。

質疑 こうした計画は、教育委員会からは出てこなかったのか。

応答 教育委員会が主体でやっていただいてもよかったのですが、都市・交通計画課としては、これに携わることができて非常によかったと思っています。

質疑 予算的な意味合いもあるのか。

応答 それもあります。

質疑 社会資本整備総合交付金は教育委員会でも使えるのか。

応答 一般的には土木等によく使われるお金で、教育委員会で使えるものではないです。

質疑 カーブミラーは子どもからは見づらいという話があったが、どのぐらいの身長を想定して設置しているのか。

応答 この意見は55校中9校から寄せられました。ただ、カーブミラーは車が一旦停止するところで運転手が確認する目的で付けられています。基準を運転手の目線とすると、乗用車は比較的低いので、子どもの目線に近いのかなと思いますが、子どもからするとそうではないようです。

質疑 所沢でも、歩行者からカーブミラーが見づらいという話をすると、車対車のために付けられているものだという話だったが、そういうものなのか。

応答 一般的に設置する目的は、そういったものです。しかし、自転車に乗っているときや歩行中も必要があれば見ますので、使われ方はそうではない場合もあります。

質疑 交通安全教室をするときに、児童にもカーブミラーを見なさいという指導はしているのか。

応答 カーブミラーの向きにもよりますので全てではないと思いますが、していると思います。

質疑 高いカーブミラーの位置を下げたところはあるか。

応答 調節したところはあるかと思いますが、下げたところはありません。

6 所感

松山市の子供目線の交通安全マップは、通学路だけでなく子供たちが日頃遊びに行きそうな場所も含めて、大人では気付きにくい視点で作成されていた。市当局の交通安全対策は、どうしてもそうした視点を欠く傾向にあることから、ぜひ所沢市においてもモデル地区を選定し、この事業を試行してもらいたい。

【香川県高松市】

1 視察日時 平成28年10月27日(木)
午後1時00分 から 午後3時20分 まで

2 視察先及び視察事項

- ・視察先 香川県高松市
- ・視察事項 高松市地域まちづくり交付金について
 - ① 経緯、背景について
 - ② 概要について
 - ③ 予算について
 - ④ 市民の反応について
 - ⑤ 実績と効果について
 - ⑥ 課題、展望について

- ・視察事項 スポーツ分野の市長部局移管について
 - ① 経緯、背景について
 - ② 市民の反応について
 - ③ 実績と効果について
 - ④ 課題、展望について

3 視察の目的

『高松市地域まちづくり交付金について』

所沢市では、人と人との絆を大切にし、互いに支え合い助け合う地域づくりを推進するため、自治会・町内会をはじめとする地域内の団体で構成する地域づくり協議会の各地区への設立を促進し、地域づくり協議会活動支援交付金等を通して、その自主的な活動を支援しています。

そのような中、高松市においては自主的・自立的に地域のまちづくりに取り組む地域コミュニティ協議会に対して、地域まちづくり交付金を交付し、地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援していることから、委員会としてその取り組みを視察し、今後の審査等の参考とさせていただくため視察を行いました。

『スポーツ分野の市長部局移管について』

所沢市では、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、スポーツが果たす役割が多様化する現状等を踏まえ、第5次所沢市総合計画後期基本計画に掲げる「市民が手軽にスポーツを楽しみ、健康長寿になれるまち」の実現を目指した、「所沢市スポーツ推進計画」を平成28年に策定しました。

高松市においては、平成28年に「高松市スポーツ推進計画」策定されましたが、平成20年度からスポーツ分野を市長部局へ移管され、スポーツを地域振興とまちづ

りに繋げて活用されていることから、今後の審査等の参考とさせていただくため、委員会として視察を行いました。

4 視察の概要

高松市議会事務局担当職員から歓迎の挨拶、石本委員長の挨拶の後、藤田コミュニティ推進課長から挨拶、藤川コミュニティ推進課課長補佐、高本スポーツ振興課課長補佐、丸山スポーツ振興課課長補佐から視察事項の説明が行われた。その後、質疑応答、議場及び議会図書館の見学を行い、高松市役所での視察を終了した。

『高松市地域まちづくり交付金について』

(1) 経緯、背景について

高松市ではコミュニティの再生を大きな政策の1つに掲げており、コミュニティに特化して重点的に力を入れていくため、機構改革によりコミュニティ推進課と名前を変えた。高松市は、島もあれば山もあって市街地もあって、その中で地域の中に自治会、子ども会、老人クラブなどがあり、地域がそれぞれの特性を活かして、良いまちをつかっていこうということで、公共コミュニティを軸とした協働のまちづくりを政策のテーマに据えて、まちづくりを行っている。

現在、人口は約42万人であるが、2050年には30万人まで減少し、生産年齢人口も2050年には15万人ということで約半分になる。それに対して、高齢者人口が14万人ということで大変な時代になる。

自治会の加入率も右肩下がり、昭和の時代には90%以上あったものが、平成27年度には61.09%で、何とか60%をキープしている状況である。単位自治会は2,600ほどあるが、宅地開発が盛んに行われている地域の加入率や新築マンションの入居者の自治会未加入が問題になっている。そのような中、地域社会の変化と地域分権の推進によって、地域コミュニティの必要性が高まっている。

地域社会の変化については、人口減少や少子超高齢社会の到来で、核家族化や単身世帯、高齢者世帯の増加、それから生活様式や価値観の多様化により、地域住民の意識が変化している。

地方分権の推進については、これまで国、県、市と縦割りで行政運営をしてきたものが、今は地方分権ということで、地域のことは地域で、特色あるまちづくりをしてくださいと、住民自治ということも盛んに叫ばれている。この2つの要因により、これまでの農村型コミュニティが、創造的協働型のコミュニティの創出、みんなで日常的に新しい地域のあるべき方向や改善策を考え、行動するコミュニティ、地域の人々が知恵を出し合い、力を合わせ、地域の抱えている課題、問題を自分たちで解決するコミュニティを目指していこうということになった。

(2) 地域コミュニティ協議会について

高松市には全44地域コミュニティ協議会があり、おおむね小学校区の単位で構成されている。平成22年2月に高松市自治基本条例を施行し、その中で市民が地域の個性を活かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域

に住む人や団体等を構成員とし、1つの地域に1つに限り市長が認定する民主的に運営される組織と位置付け、市は協議会の活動を尊重し、適切な支援を行うことと明記している。自治と協働の基本指針については、自治基本条例で自治の基本原則ということで、情報共有と参画、協働と謳っているが、高松市では第23条の地域コミュニティ協議会と第24条の市民活動団体を協働のパートナーとし、その具体的な方向や目標を自治と協働の基本指針に定めている。

地域コミュニティ協議会の構成は、真ん中に中心となる自治会を据えて、いろいろなところに各種市民活動団体が位置付けられている。その活動については大きく分けると、まちづくりの活動とコミュニティセンターの管理・運営があり、まちづくり活動としては生活充実型、課題解決型ということで、おおむね部会を中心に活動を行っている。青年育成部会や保健・福祉部会といった部会の下にPTAや子ども会、消防団、老人クラブといった各種団体が活動するイメージとなっている。

構成員については、居住者や所在する法人、団体、または居住していない通勤者や通学者もコミュニティ協議会の構成員としている。自治会に入っていない個人の方でも構成員の1人という位置付けを与えている。

コミュニティ協議会の役割は、主に地域特有の課題を発見、解決していくことで、あとはコミュニティビジネスといった地域の価値の創造で、地域の再生に不可欠な組織として役割が与えられている。活動例としては、ふれあい祭りの開催、防災マップの作成や防災訓練、防犯パトロール、子どもの見守り活動といったもので、活動されている方は高齢者が多く、それらが今課題になっている。

自治会との関係については、構成団体の1つとして自治会があるが、各種団体がある中で、自治会は地縁団体としては一番大きく、隣近所で普段顔を合わせていることから、協議会の中でも独楽の軸としてぶれないように中心的な役割を担っていただくことを考えている。

現状としては、活動を推進する人材の不足や活動資金・財源の不足、地域の代表であるということの認知不足などがあり、なかなか浸透し切れていないという課題がある。今後の課題についても、地域を代表する公益団体としてのルールづくり、民主的な運営と透明性の確保、個人の参画機会の創出といったことがある。

(3) 地域コミュニティ支援策について

地域コミュニティに対する支援策としては、ヒューマンウェア（組織づくり・人材育成）ということで、地域コミュニティ人材養成事業や地域コミュニティ活動研修があり、入庁後2年目の職員を居住地の地域コミュニティ協議会に研修派遣し、体育祭、文化祭の手伝いやコミュニティ協議会の活動に参画させている。あと、協働推進制度ということで、地域コミュニティ協議会単位で協働推進員を配置し、行政とのつなぎ役を担ってもらっている。これは、本来業務をしながらの指定ということになる。

ハードウェアとしては、地区コミュニティセンターの整備があり、耐震化を順次行い、老朽化した施設については順次建て替えを行っている。

ソフトウェアとしては、地域まちづくり交付金があり、地域の各種事業・団体に対する補助金等を一元化し、自由度の高い交付金として地域に交付している。それから、ゆめづくり推進事業補助金ということで、通常地域まちづくり交付金の事業に加え

て、地域の発案による事業等で地域の課題解決となる事業に補助している。地域コミュニティ協議会事務局体制強化支援事業補助金については、地域コミュニティ協議会の事務局体制を強化するための人件費を補助するもので、非常勤職員1名分程度の金額を各コミュニティ協議会に補助金として支給している。

活動情報発信については、ケーブルテレビやホームページ等での情報発信を行っている。

(4) コミュニティセンターについて

平成18年に地区の公民館であったものをコミュニティセンター化し、これまでの生涯学習の拠点に加えて、コミュニティ活動の拠点という役割も位置付けた。現状、44協議会に対して52館のコミュニティセンターがある。管理運営は平成19年度から指定管理者制度を導入して、地域で管理している。ほとんどのコミュニティセンターでは、センター長と主任、それから22時まで開けていることから、夜間スタッフの3人で回している。

(5) 地域まちづくり交付金事業について

平成19年度から順次補助金を一元化し、19年度に3つの事業、20年度に2つの事業、21年度からは9つの事業を一元化し、26年度は敬老会事業もまちづくり交付金に加えて、一括で各地域コミュニティ協議会に交付している。

予算は28年度2億9,100万円で44協議会に配分している。25年度の制度改正では、交付金の使途に地域の裁量を生かせるよう制限を緩和した。これは事業縛りを撤廃し、それぞれのコミュニティプランに基づく事業が実施できるようにしたのと、交付金対象事業を14事業から6事業に再編することで、既存の事業にこだわらない事業選定を促した。それに加えて、総括事務費ということで、交付金額の20%を上限としていた総括事務費の上限枠を緩和した。

26年度の制度改正では、各地域への交付額算定に係る新基準の設定ということで、これまでは人口割と面積割であったが、新基準では人口割、面積割、均等割、高齢者割ということで、ある程度高齢化率も基準に入れて、配分するようになった。なお、28年度までの激減緩和措置ということで、段階を踏んで新基準に割り振っていくようにしている。

(6) ゆめづくり推進事業について

地域まちづくり交付金に加えて、地域がより自主的かつ自立的な活動をしていきたいという場合に、事業を提案いただいて、それを採択した上で補助金を出している。1協議会につき対象経費100万円を上限として補助しており、44協議会のうち約半数の協議会が申請を出している。各協議会でいろいろ工夫されており、戦隊ものの「あいさつレンジャー」を企画して、地域内に挨拶の輪を広げようとか、しおのえの自然・歴史・文化の魅力再発見事業ということで、地域の歴史・文化を調査し、オリジナル看板や史跡マップ作りなどを行っている。

5 質疑応答

質疑 コミュニティセンターの管理運営について、地域が職員を公募するということがあったが、公募で選ばれる方というのは地域の住民の方か。それから、公募の主体と採用担当者はどういう方になるのか。あと、センター長の給与と年間何日ぐらい勤務されているのか。

応答 センター職員については公募ということで、会長の知り合いといったことではなく、ハローワーク等も通してきちっと広く公募をしています。手を挙げて頂いた方に対しては、当然面接なりを行った上での採用となりますが、それは各協議会で行っており、採用に当たっての面接についても、会長が特段することではなくて、協議会の中で採用選考委員会を設けて、複数人による面接、採点を行い公平性を確保した上での採用を行っています。勤務時間は、センター長については週35時間勤務ですので、9時から17時までです。

金額については、指定管理の積算の中で市として考えているのは、高松市と同じ35時間勤務の報酬と同額の18万1,000円と手当てが1万円です。補足ですが、あくまで高松市が旧の公民館主事を公の施設として行政が直営で採用していたようなノウハウを地域に渡して、それに準じて採用の仕方や面接の仕方、委員会の人選の仕方を公平に担保できるように指導しています。ただ、どうしても地域の中でよく活動していて、選考委員会の皆さんと信頼関係のある応募者は、どうしても採点が高くなるので、結果的にそういう方が採用される傾向があります。

勤務時間に関しては、基本として示していますが、そこは指定管理料の中でシェアをすることを認めていまして、例えばセンター長はボランティア、非常勤でよいと、この人件費を使って、あと2人スタッフを入れてもらって、同じ単価や若干落とした単価で、シェアしながらスタッフを幅広く採るといったような協議会も実際にはあります。

質疑 センター長の平均勤続年数と採用したということは当然解雇も制度的にはできると思うが、その辺の仕組みはいかがか。

応答 センター長について、現状を申しますとコミュニティセンター化して指定管理を受けたときから今まで10年ぐらいずっと同じ方というところもあります。雇用契約は1年ずつ延長していくというスタイルになっていますので、切ることもできますし、単年度ずつ延長していくことも可能かなと思います。

質疑 シェアしている場合もあると聞いたが、主任やスタッフは金額的にどうなのか。

応答 市としては、指定管理料の積算の中にコミュニティセンターの人件費をある程度想定して出しています。それがセンター長で、同じく市が考える主任の給料としては、週30時間勤務の月額が約15万円でセンター長と単価は一緒です。勤務時間数が短い分、上限は置いているだけで、市の非常勤と同じです。スタッフは、こちらが想定しているのはアルバイトで時給830円です。これも市の時間単価に合わせています。協議会によってはそれを頭打ちして、最低賃金に触れない範囲で減らしているところもあります。

- 質疑 各種団体の中に議員がいると思うが、地域コミュニティ協議会の中で活動されている議員はいるか。
- 応答 実態としては活動されている議員がOBも含めています。ただ、指定管理のルールの中で、現職議員は指定管理者になれないという法令上の制約がありますので、協議会の会長に現職議員はいません。ただ、議員を辞めて協議会の会長になった方、協議会の会長を辞めて議員になった方はいらっしゃいます。
- 質疑 指定管理者は1年ごとの契約更新ということだが、選定や選考について規則、規程があるのか伺いたい。
- 応答 市として規則はつくっていません。各地域コミュニティ協議会で公募の仕方等を決めています。当然、市としてはあり方とか標準例をお出しするので、その中でやはり広く募集して欲しいということがあります。ただ、結果として地域の方がなるというのが結構あると思います。年数的なところで唯一、定年制は設けてくださいというルールはお示ししていますが、定年を何歳にするかは地域の裁量になると思います。
- 質疑 勤務が9時から17時までということだったが、コミュニティセンターの場合、土日も開館して夜間もということだが、アルバイトで対応しているのか。
- 応答 スタッフで対応していただいています。あるいは、土日は地域の行事や講座が集中しますので、主任やセンター長がシフトしながら、主任は2人分出していますので、センター長、主任2人、あとスタッフ、場合によってはシェアして主任クラスの人が行くかもしれませんし、そういう方がローテーションをして、その合間をスタッフが埋めていくというイメージです。
- 質疑 予算について、その積算の仕方というのは制度が26年度に完成したということだったが、もともとできた時から金額は変わらずにきているのか。
- 応答 統合した補助金のそのときの予算の積み上げになっています。それは統合して減らされるのではないかと地域の不安に対して、予算の総額は維持しますということで説明をして回った上での一元化でしたので、一元化する前の補助金の予算の総額の積み上げというのは守っていこうというふうにしています。
- 質疑 コミュニティセンターについて、生涯学習の拠点にはなっているが、公民館のときには公民館主事もいらしたと思うが、生涯学習そのものというのはどういうふうにやっているのか。
- 応答 今はコミュニティセンターの職員、センター長や主任が生涯学習の企画を考えて講座を開設しています。当然知識等も必要ですので、その辺は月1回、市の生涯学習課において研修を行っています。補足ですが、コミュニティセンター化した当時、地域で人を採用してくださいといったときに、地域側としたら、いきなり人を採用し館を運営するというのは非常にハードルが高いです。そこを動かしてもらえるスタッフも施設のことを全て隅々熟知し、しかも生涯学習の各種講座の予算も担保し、地区に下ろすわけですから、そうしたものを今まで切り盛りしてきた公民館主事の力は非常に大きいです。ですから、採用する側において、ぜひ引き続き残って欲しいといったような話は、当然地域の中で

ありますし、それを機会に辞められた主事もいれば、本来自分の住んでいる地区のコミュニティセンター長になった公民館主事もいます。そういう形で、できるだけ生涯学習の推進という質を落とさないように、なおかつ教育委員会側からの要望を受けて必ず主任2人のうちどちらかは生涯学習推進員という市の制度を作り、市長が委嘱することになっています。その委嘱された主任が、月1回必ず生涯学習推進の集まりに参加して、研修を受けたり情報交換したりしています。そうしたかつての公民館の機能を、必要最低限のところでは維持できるように仕組みを残して進めています。

質疑 今後の課題のところ、地域を代表する公益団体とのルールづくりとなっているが、それぞれのところで規則や規定を作っているのか。民主的な運営と透明性の確保というところでは、自治会が主軸となつてということだが、その辺の役員、会長たちと全く別な人を立てているのか。運営の透明性が非常に問われてくると思うが、そういうシステムはどうなっているのか。

応答 1点目のルールづくりというところですが、各協議会で基本的には生涯学習をすとか、同好会の基準を作るとか、雇用関係、情報公開関係、そういう規定は各協議会で作っていただきますが、市としては標準例をつくって各地域にお渡ししています。それを基に各地域の実情に応じた規約に変えていただくスタイルをとっています。

あと、役員の人のかき方、関係性ですが、44のうち30を超えるコミュニティが連合自治会長とコミュニティ協議会長が同一人物となっています。市も、当初はそれをできるだけ推奨して進めてきました。このコミュニティ施策自体、協議会を立ち上げること自体が、連合自治会、市民側の要望を受けて施策としてつくってきた経緯がありまして、連合自治会長がコミュニティ協議会長を兼務して独楽の軸となつて回しているというイメージです。

あと民主的な運営、透明性というところにおいては、どの協議会も今は上手く回していますが、残念ながらいくつかの協議会においては、住民が説明責任を果たせていないがゆえに、労務管理においても裁判沙汰になるような事案が出て、あるいはまちづくり交付金の使途において、対象外経費というのをきちんと説明していますが、これまでの慣例の中で地域の自主財源ではなく公金を使ってしまったとか、そういったところが最近になって、いわゆる幅があるグレーのところの膿が癌になりかけてきているところもありまして、そこは早く行政としても推進にブレーキがかからないようにということで1つ手を打ったのは、コミュニティに回ってくるお金にはこんな種類のお金があり、そういったお金をきちんとかういうふう運用して、透明化して、説明責任を協議会として負っていきましようといったルールブックをつくりました。それに合わせて、今年度からコミュニティ協議会連合会というコミュニティ協議会の会長が集まった組織がありますが、この連合会の中で、専任の事務局長も置き、税理士を今年度から市の補助金を入れて雇ってもらってまして、その税理士が地域の監査と一緒に入っていくといった形で、不適正な部分、修正すべき具体の指示を出して、より透明化できるような形をつくっていくことができました。それまでは、市の監査、住民自身による監査という状況でした。

- 質疑 協議会では、加入者に対して決算の公開等はどういう形でやるのか。
- 応答 協議会では当然総会を開きますので、その中で予算、決算の収支の報告というのはお見せしますし、そこで了承得ているというのが通常です。それに加えて、例えば情報公開とかの制度も中にはありますので、見たい方はどなたでも見られるような仕組みを作っています。市は補助金が入っている事業に対しては見られますが、コミュニティ協議会というのは寄附であったり、各種団体から貰う会費であったり、任意のそういう会費的なものもありまして、そこにはなかなか手は入れられません。任意の団体ですので、そこに対して目はいかない、手は入れられないですが、そういうところも地域の中では問題になっています。
- 質疑 それは交付金か。
- 応答 いろいろなお金があります。市から入っているのは交付金です。
- 質疑 交付金の決算は他のお金も入っているので、残った部分は繰越金という形で処理していく考え方か。
- 応答 いろいろな回し方がありますが、この交付金とか補助金は市からの税金として出しており、単年度の制度ですので余れば精算して返していただくというのが大原則です。ただ、地域の中ではそれだけではできない事業がたくさんあるので、いろいろな自主財源も一緒に合わせて事業をやっています。結果的に余るお金は、自主財源です。
- 質疑 その辺は見てわかるのか。
- 応答 どこの自治体も共通だと思いますが、補助金を出すときに必ず収支計算書や精算報告書を提示させています。それによって、監査、検査が必要であれば、さらに細かい帳簿や領収書の確認ができるようにしていますので、そこは対象内の支出が可能な対象経費としてきちんと報告が上がっていれば、交付金の額以上にそれが使われていれば、交付金は使い切っているという判断ができます。当然足りない部分は、地域の自己負担金とか参加者会費という形の収入として上がってきますので、余った分はそちらの会費を余したという見方です。
- 質疑 今まで交付金が余ったという事例はないのか。
- 応答 稀にありますが、ほとんど使い切っています。交付金にする前も脈々と何十年に渡って、各種団体が体育協会、子ども会、老人会など直接縦割りでやっていますので、ほとんど返していないと思います。そういう現状の中で東ねてきていますので、返してもらおうとなると、たまたま対象外経費に使ったから返してもらおうとか、たまたま今年はたくさんの寄附があったけれども、その寄附を地域で積み立てていくような仕組みがまだできていないから、一旦市に返すとか、そういうイレギュラーなときだけです。ほとんどは、地域の中で上手く活用しています。
- 質疑 協議会が交付金を貰って、自治会に補助金みたいな形で配るといったことはあるのか。
- 応答 当然、その事業はあります。自治会活動支援事業という形で、ほとんどのコミュニティが推進しています。それは各自治会がコミュニティから5万円貰った

と、その5万円を自分たちの自治会活動の中で何に使ったかというのをきちんとコミュニティ協議会に報告できるように、そこで対象経費が自分たちの飲み食いに使っては駄目だと、研修費とか活動費とかに使うというルールを作っておきます。

質疑 自治会は所沢市は行政協力委員という形でお金が出るが、この協議会の役員の人件費的なものは発生するケースがあるのか。

応答 全くのボランティアです。それは指定管理の館の管理運営のための経費です。それと唯一出しているのは、協議会の事務局の1人分の1年間分を、市の非常勤と同額を手当てしています。コミュニティ協議会連合会に市が団体補助していますが、コミュニティ協議会連合会が自主的に理事会を開いたり、活動部会を開いたりします。そのときに会長とかを集めるのに実費弁償という形で交通費やそれに相当する1回当たり例えば2,000円とか3,000円を払っているケースはあります。

質疑 2億9,000万円を44で割ると660万円ぐらいだが、その中にいわゆるセンター長とか主任、スタッフの人件費が入っているのか。

応答 それは指定管理の委託料で別にお支払いします。

質疑 600万円以上のものを1つの協議会で使えるわけだが、ここに活動例として、防犯パトロールとか防災マップとか、例えばこういうところで車を買うとか、そういうことも使ってよいのか。

質疑 市の補助金ですので、車等の備品を買うというのは認めていません。小さい地域、大きい地域があり、大きいところだと1,000万円ぐらいのまちづくり交付金がいいますが、補助金が一元化されたとはいえ、これまでの事業、団体に対してお渡ししていた分というのが大部分をまだ占めているのが現状です。地域の裁量と言いながら、そこをどれだけ裁量できるかというのが、今問題になっています。

質疑 具体的に600万円から1,000万円のお金を、どういう感じで使っているのか。

応答 金額が2億9,000万円と大きいですが、そのうち半分の1億4,000万円ぐらいは敬老会事業です。26年度にきた敬老会事業を、市でやっていたものを地域の実情に応じてやってくださいということで加えましたので、その金額が大体半分を占めています。敬老会事業がどんなことをしているかというと、例えば地域の集会所とかに地域の高齢者を呼んでイベントをしたり、記念品をお渡ししたりしています。75歳以上の地区に住んでいるお年寄りを対象にしますので、それなりの規模の金額が動いてしまいます。あとは自治会にお金を渡して、ふれあい交流事業や地域をあげての祭りの企画など、そういうふうな使い方をしています。

このまちづくり交付金をこれから進めていくに当たっての検討で、地域側にとってのハードルになるのは既存の既得権とか既存の事業をどうブレイクスルーしていくかが、大きな課題になっています。私たちが常に地域に向けて発信しているのは、しっかりコミュニティプランを作ってくださいと、部会ごとに何がこのまちにとって大事なのか、何が課題になっているのか、その課題を解

決するためにどういう事業をしていく必要があるのか、敬老会事業は今のままでよいのかというところを考えてもらえれば、財源の有効な使い方という中で、綺麗事かもしれませんが、これは避けて通れない問題で、どれだけ理解が浸透するかで公金化ができるかどうかがかかってくると思います。

質疑 回覧板は、まちづくり協議会経由でやっているのか。

応答 残念ながら、そこは地域独自の取り組みの部分で行政の回覧板はありません。地域としてコミュニティ協議会の活動の中で、あるいは自治会活動の中で回しているところはあると思います。ただ実態として、自治会未加入世帯はなかなかそこまで回っていないというのが実態だと思います。市の広報は自治会を通していっていますので、未加入者には広報が届かないという問題が常につきまっています。

質疑 環境推進員や体育指導員の連合会があると思うが、そういった連合会には地域からそれぞれの補助金が入ってくるわけだが、親団体だったところは削減されたとかあるのか。

応答 親団体から見ると、各地区の子団体に下ろしていた補助金部分は、そっくりそのまま、まちづくり交付金に持っていかれて、その分は減っています。それ以外にどれくらい減ったかというのは、施策ごとによって強弱があると思います。今の時代のニーズでしっかりと太らせていかななくてはいけない団体があるとするれば、予算も事業も付くかもしれませんが、その逆もあると思います。少なくともコミュニティ協議会は、プラスアルファも含めたらふえていっている状況にあります。親団体とコミュニティの関係において、一部うまくいっていないところが出てき始めているというのは聞いております。例えば、衛生組合の連合会はその負担金、市の親の方の負担金を各地区からしっかり吸い上げています。かつては、その地区の衛生組合が自分たちのお金ではなくて、補助を貰った分から出すといった地区が残ってしまっていて、そういうところはまちづくり交付金の使途からしたらルール違反になるのでできません。そしたら会費が払えなくなるので、脱退するとか、そんな問題は出始めています。

質疑 民生委員がいないから、何か別の形で手当てをあげるとか、そういう地域で困っている人手がいないとか、そういったことは考えられないか。

応答 まちづくり交付金等の使途においてはその人件費は入れていませんが、ただそういう人材を育成するために、外部からアドバイザーを招聘して、自分たちで勉強会をして、そういう人を育てていこうというような事業にはお金は使えるようにしています。

質疑 自治会加入について、マンションの加入率が悪いという話があったが、デベロッパーと自治会加入の協調路線はないのか。

応答 穴吹がありますので、当然我々としてはそこと協定を結んで一緒に自治会促進をやっていこうと考えまして、働きかけています。結論から言うと、今の段階では時期が悪いということで、穴吹からはお断りいただいています。マンションの管理規定が少し変更になりまして、今まではコミュニティの形成というのも管理組合の規定に入っていましたが、それが乱用されて勝手に自治会会費を管理組合のお金から支払われたり、飲み食いに使われたりという

ことで問題になりましたので、コミュニティの形成というのがマンションの管理規定から国交省の方針で動きました。そうすると、自治会というのが逆風にさらされている中で自治会加入をやっていきますというのが、なかなか穴吹としてはできないということです。当然、これからも協定は結ぶようにやっていきます。

質疑 交付金や協議会独自の予算で、道路の悪いところ、カーブミラーを市でなかなか付けてくれないというところに、その予算をもって設置するのは可能なのか。

応答 道路なり安全設備というのは、市のものですから市がすべきものだと思います。よく市そういう相談がきますが、市で修繕をしないから道路を地域で直すというのは、補助金の使い方としては認めていません。

質疑 独自の予算でやるのは可能なのか。

応答 地域の自分のお金で、カーブミラーを付けるとか、それは市や県の許可を得た上でしたら可能です。

質疑 その場合、例えばミラーを見たことによって発生した事故とかの賠償責任とかはどこに帰属されるのか。

応答 個別事案として弁護士に相談しないとわかりません。恐らく状況によって変わってくると思います。

質疑 そういう予算を使うときに決めるというのは協議会の総会になると思うが、そこのところで構成要員に通勤者も含まれていると思うが、そういう目に見えない、自治会に加入していない人たちも含めての協議会なので、協議会の予算を決めるところで見えない人との意思のやりとりはどうされているのか。

応答 当然、総会とかで議決を得ますが、そこに来られている方は全員ではありませんので、各種団体の会長や副会長などが集まって議決を行います。何の所属団体にも属していない方は、議決には加われない状態になりますが、コミュニティ協議会の広報紙といったものの周知になります。

6 所感

高松市の地域まちづくり交付金は、所沢市も現在検討していることから、先進事例として大変参考になった。「地域のことは地域で決める」というコンセプトは、これからの地方自治においてますます重要になってくるが、一方で自由度を高めてもそれまで補助金を出していた事業をどうしていくのかを自治会等で決めていくことは難しい一面もあることがわかった。

『スポーツ分野の市長部局移管について』

(1) 経緯、背景について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日に改正され、地方公共団体の長が各号に掲げる教育に関する事務のいずれか、または全てを管理し執行することができることとされ、そのタイミングに合わせて市長部局に移った。市長部局と教育委員会部局、部門の所掌事務のあり方の見直しについては、教育委員会が所管しているスポーツ、文化芸術に関する事務は、これからの地域づくりにとって非常に重要な要素となり、これらを地域政策と一体的に進めるため、改正された法律に基づき市長部局に移管するというので、その前段のところで本格的な地方分権が到来しており、基礎自治体の市町村が住民と協働で地域づくりの取り組みの視点が非常に重要になってきているということで、組織においても住民とともに地域づくりを進めることができる政策主導型で、かつ地域と行政が協働して事業を進めるのに適した体制づくりが要請されているということで、19年8月に市民に身近なところで市民本位の政策を立案できるように、総合政策機能を市民部に移管することにより、市民政策部を設置した。

流れとしては、平成19年8月に市民に身近なところで市民本位の政策を立案する市民政策部を設け、翌年4月に市民政策部の中にスポーツ部局を移管した。平成20年4月1日に教育委員会から市民政策部の国際文化・スポーツ局にスポーツ振興課が移管された。その後、24年4月1日に創造都市推進局ができ市民政策局から創造都市推進局にスポーツ部局が移管された。主旨としては、スポーツについても都市ブランドや都市づくりに活かしていこう、創造都市を形成していくに当たってスポーツも1つの要素であるということで移った。

(2) スポーツ、文化、観光、国際交流との融合について

教育委員会にはスポーツと文化を所管する課があったが、市長部局に移ったことにより、観光や国際交流というところの部局とも一緒に部局になり、そちらとも連携がとれるようになった。具体的にはスポーツツーリズムということで、スポーツと観光交流で連携をとって行っている。高松市には拠点を置くカマタマーレ讃岐というサッカーチームがあり、高松市で友好都市を結んでいる水戸市や金沢市のクラブチームと試合をするとき、アウェーであれば高松市のPRブースをつくったり、物産展をスタジアム内でやっている。逆に、ホームのときは水戸市が来て物産展や水戸のPRを行う交流をしている。このように、観光交流課とスポーツが一緒になって開催している。香川県ともこの事業は連携しており、カマタマーレ讃岐については中四国ブロックでホームアンドアウェーで行き来して、アウェーの試合に県と一緒に行って、香川県や高松市の観光PRを行っている。

スポーツを通じた国際交流では、サンポート高松トライアスロンを開催している。日本でも珍しい都市型のトライアスロンで、平成24年からは韓国選手、26年からは台湾選手にも参加していただき国際交流を行っている。台湾とのスポーツ交流では、向こうのマラソン大会に市民が参加しているが、そういったことができるのも都市交流室が市長部局あり、そこと連携を図っているからである。

海外合宿の誘致では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿の誘致、ラグビーワールドカップ2019の事前合宿に手を挙げているのと国が推進しているホストタウン構想を進めている。こうした事業は、スポーツ振興課だけではなくなかなか完結しない事業であり、特にホストタウン構想はスポーツ分野だけではなく、文化、観光、産業といった分野が連携することで初めて成り立つ。その辺りは市長部局に移管されたことで、それぞれの課が連携を図りやすくなったと実感している。

(3) 学校施設開放事業と地域活動及びスポーツ施設との連携について

学校施設開放事業と地域活動及びスポーツ施設との連携については、小・中学校の空いている時間を使って体育館や運動場を地元住民に開放する事業がある。平日であれば学校が終わった後の時間に照明を点けて開放しているが、それについては創造都市推進局に移管したからということではなく、先ほどの市長部局に持っていたときの最初の市民政策部にあったところの話で、住民主体、地域主体でスポーツを推進していただきたいというところに関係する。小学校開放事業については、地域のコミュニティ協議会が中心になって運営しており、鍵の開け閉め、現場の安全管理等をやっている。

(4) 障がい者スポーツの推進について

現在、屋島競技場を再整備しており、こけら落としとして中国四国パラ陸上競技大会や日本パラ陸上競技大会の誘致を進めている。障がい者スポーツということで、誘致に関してはスポーツ振興課単独ではなく、それぞれ関係団体との協議には障がい福祉課と一緒にやっている。また、ボッチャ大会の開催やスポーツ施設の改修についても、バリアフリーの関係もありスポーツ推進課だけではなく障がい福祉課とも相談しながら進めている。

(5) 創造都市の実現について

都市ブランドの形成について、県内にはアイスホッケーの香川アイスフェローズ、野球の香川オリブガイナース、サッカーのカマタマーレ讃岐、バスケットボールの香川ファイブアローズとトップスポーツチームが4つあり、観戦に来たり、観に行ったりということで人の動きもある。そうしたトップスポーツが活躍している都市ということで、都市ブランドの形成にも役立っている。

芸術文化については、国際ピアノコンクールや今年度については瀬戸内国際芸術祭が開催された。こうしたことも、直接スポーツとは関係しないが創造都市の実現には不可欠だと思っている。

創造都市の実現ということで創造都市推進ビジョンを平成25年10月に策定したが、ご尽力をいただいた組織として高松市創造都市推進審議会・懇談会がある。ビジョンをつくって終わりということではなく、これがきちんと推進されているか検証していく組織として現在も存続している。この創造都市推進審議会・懇談会は2段階に分かれており、審議会は年配で肩書きをお持ちの方、懇談会は40歳以下でそれぞれの分野に精通されている方で構成しており、創造都市高松の実現のため

このビジョンの進捗管理をしている。話し合いでは、スポーツだけの視点で議論していくのではなく、他の分野とも連携を図りながら都市づくりをしており、教育部門ではなかなか難しかったのではないかと考えている。

質疑応答

質疑 マイナス面はどのように考えているか。

応答 青少年のスポーツ振興を図る上でスポーツ少年団を所管していますが、学校体育のところはどうしても教育部局が所管していますので、そことの連携をプラスに持っていくのを、今のところ検討している段階です。

質疑 教育委員会が所管していると、スポーツ施設とかで収益を上げるのは難しいと思うが、現在は移管されてほとんど指定管理者か。

応答 指定管理者です。

質疑 それぞれの施設で広告料収入をとったり、ネーミングライツをとったりということで、市長部局になってから収入を上げているものはあるか。

応答 教育委員会のおきから指定管理者制度は入っています。屋島陸上競技場については、取り壊し前は直営で再整備後は指定管理者が予定されています。市長部局になってから利用料金制度を導入したり、屋島の競技場については今回ネーミングライツを導入したりしています。それが市長部局になったから導入できたかどうかというところはわかりませんが、時系列でいうと市長部局になってから取り組んだ事業です。

質疑 金銭面で市が支援をしているのか。

応答 年間30万円でユニホームを高松市と入れています。

質疑 オリーブガイナーズもカマタマーレ讃岐も丸亀市が拠点だが、その辺はどうなのか。

応答 カマタマーレ讃岐については、スタジアムの規模から言いますと県内でJ2の試合ができるのは丸亀市しかなく、カマタマーレはどうしても全て丸亀の競技場になってしまいます。オリーブガイナーズについては、高松にレクザムスタジアムがありまして、丸亀にも四国コカ・コーラボトリングスタジアム丸亀が最近できました。たが、その辺りは高松市が所管しているというより、ガイナーズは全体でやっていますので、その辺りは半々ではないが、どちらがという話ではないです。

質疑 スポーツ観光とか経済観光とか都市ブランドの推進の中で、経済効果は算出しているか。

応答 高松市ではやっていないです。百十四銀行とか香川銀行でそういうことをやっているのは見たことあります。

質疑 ボッチャも所沢には国立リハビリテーションセンターがあつて合宿をしているが、市民活動の中で、大学との連携はあるのか。

応答 施設に関しての連携はないですが、カマタマーレ讃岐のホームタウンで香川大学教育学部と連携して、イベントの企画立案をしていただく場合があります。トライアスロンに関しても、高松大学の学生にボランティアで参加して

いただくという交流はありますが、施設の開放という部分では、まだ連携ができていない状態です。

質疑 現在は創造都市推進局文化・観光スポーツ部という名称だが、平成24年の組織機構以前は、また別の部であったのか。

応答 観光は市長部局の産業経済部でした。今は創造都市推進局の中で、文化・観光スポーツ部と産業部の2つに分かれています。

質疑 スポーツ振興課の職員は何名体制か。

応答 20名弱です。

質疑 スポーツツーリズムや国際交流の話があったが、その中でスポーツコミッション的な仕事をされている方は何人いるのか。

応答 庶務的な管理部門と施設管理の係とイベント、スポーツ団体を所管する係に分かれています。イベント関係はそちらの係が主になってやりますが、20人程しかいませんので係間でのお手伝いはあります。

質疑 20名の職員は、だいたいスポーツをやられていた方が多いのか。

応答 おっしゃるとおりです。

質疑 オリンピック関係の誘致は、具体的にどのような活動をされているのか。

応答 まだというのが現実でして、ホストタウンの話在先ほどしましたが、事前合宿は文化観光を含めて10月28日が提出期限で、最終登録の申請をさせていただいているところです。相手国については、ここがターゲットというのはまだなくて、どちらかと言えば文化や観光の交流の方から模索できたらと思っています。こちらから直接この国をとというのは、今はまだありません。

質疑 姉妹都市も多いのか。

応答 多いです。できればそちらの方から切り拓いていけたらという感じです。

質疑 ホームページや市の広報等を活用した市民への情報提供について、教育委員会ではされていなかったことが、市長部局に移管されたことによって情報提供できるようになったものはあるか。

応答 そこはあまり変わらないかもしれませんが。教育委員会でも広報には載せていました。ただ、創造都市独自でフェイスブックを立ち上げています。そちらでスポーツだけでなく観光・産業等、イベントの情報をタイムリーに載せていただいています。教育部門にあったときは、そもそもフェイスブックがまだなかったので、変わったところはその部分です。

質疑 所沢市は教育委員会にスポーツ振興課があり、市長部局に移管したらどうかと言ったことがあるが、同じ市の職員がやっているから、移したからといって変わることはないと言われた。実際に、教育委員会にあつたら、手続きとしてこういう手続きを経なくてはいけないといったことは特段ないのか。

応答 その辺りは何とも言えません。個人的な意見ですが、賑わいづくりというのが、教育部局ではどちらかと言えば教育が主になりますが、市長部局であればスポーツとか民間ともタイアップして、1つのスポーツ大会に他のイベントと一緒に付けて賑わいづくりができます。教育部門だと、どうしても教育が主になってしまいますので、その辺りは動きづらいなと思います。学校の先生だと学校の縛りがかかってしまうこともありますので。

- 質疑 今の話で、施設や体育館を教育財産から普通財産に変えたのか。
- 応答 詳しくはわかりませんが、手続き的には踏んでいると思います。
- 質疑 健康訪問といったところとの連携はどうか。
- 応答 それも図りやすいと思います。実際、介護保険の関係や健康づくりは同じ市長部局ですので。教育委員会のトップは教育長なので、言い方は難しいですが閉鎖的だと思います。うちの部局長は創造都市推進局長で、同じ部の中には観光、スポーツ、文化、文化財、産業振興とか、全ての情報を握っていますので、1つのことでスポーツの他に相談すると、他とのタイアップがしやすいです。教育部局だったら、相談するのはそれぞれの部長でトップも違いますので、相談はできますがやりづらいスピードも遅いということがあります。
- 質疑 所沢にはスポーツ振興課がつくったとこしゃん体操というものがあり、地域に行くとも高齢者の方がやっているようなケースが結構ある。福祉部門とスポーツ振興課のつながりが全くわからなくて、スポーツ振興課にとこしゃん体操の位置付けはどうなっているのかと聞いたことがある。高松市もこれから地域包括ケアシステムが段々広まってくると、福祉部門とスポーツとか体操的なものつながりというのが出てくると思うが、イメージしているものと現状はどうなっているのか。
- 応答 スポーツ振興課で所管しているスポーツというのは、トップスポーツへの支援だけではなくて、地区体育協会、地元で活動されている方も対象にしています。福祉部門との連携をについては、市財政が厳しいところもありますので、そういった保険のお金を抑える意味でも、市民の健康づくりという意味でも、スポーツ振興のその辺りがだいぶ重なってくると思います。
- 質疑 現状ではないのか。
- 応答 今からしようとしています。あと、スポーツというのが競技だけではなく、健康増進のために軽度の運動を含めた広範囲の活動を示す形としています。今後、当然地域包括ケアというのが重要になってくることから、地域包括センターとも高齢者の健康増進や介護予防の運動やスポーツに関して、連携を図ろうと考えております。例えば、ラジオ体操を地域でやっていくとか、そういった企画をこちらと調整、連携させていただくという形でしていく予定です。
- 質疑 総合型地域スポーツクラブが、平成27年4月現在で9つあると書いてあるが、これは段々ふえているのか。
- 応答 少しずつですがふえており、11クラブを目標としています。
- 質疑 最初にできたところはNPO法人の運営ということだが、他のところもだいたいNPOが多いのか。
- 応答 おっしゃるとおりです。
- 質疑 市から財政的な支援やサポートがあるのか。
- 応答 特にはないです。ただ、その総合型スポーツがする事業を公園やこちらの方で周知、広報させていただいています。
- 質疑 所沢の場合は1つしかなくて、それも大学のキャンパスが中心に活動してい

- る。高松市の活動拠点はこういった場所なのか。
- 応答 基本的に地域にありますので、その地域の体育館になります。市が持っているスポーツ施設を拠点にされているクラブもあります。
- 質疑 それぞれのスポーツクラブの会員数もふえているのか。
- 応答 現状、少しずつではありますがふえています。
- 質疑 総合型地域スポーツクラブについて知っていますか、知らないですかというアンケートの中で、85%以上の方が知らないと回答されているが、その辺りについてどのような支援をされているのか。
- 応答 コンテンツや情報媒体を使って、こういったスポーツクラブがあり、こういう活動をここでしているという発信は今もさせていただいています。ただ、それが全ての方が見られるわけではないので、その辺りは課題だと思います。これからこういった方向で情報発信をしていくか、検討する余地があると思います。
- 質疑 スポーツ推進審議会の委員名簿があるが、若い方も入っているのか。
- 応答 先ほど創造都市推進審議会・懇談会のところでアンダー40と言いましたが、あれはよい例で、年配の方の中で意見が固まる部分を、若い世代の経験や意見を上に上げられるような体制をとれたらと考えています。このスポーツ推進審議会の中では、そこまではいけておりません。
- 質疑 地域に少年野球とか少年サッカーチームがあると思うが、そういうチームとかスポーツ少年団に入っているということか。
- 応答 クラブチームが出てきて、地元の少年団以外に専門でクラブチームを作って、例えばJリーグの傘下のチーム、ユース年代とか、そういうところがクラブチームを作っていることもあります。全てが少年団に入っているわけではないです。
- 質疑 一般的に少年野球のチームとかは個人でボランティアでやっている方が多いが、そういう人たちを対象に講習会、研修会はあるのか。
- 応答 それはしています。
- 質疑 文化は何人の職員でやっているのか。
- 応答 10人ぐらいです。文化財も10人ぐらいで専門職がいます。

所感

スポーツの分野については、生涯学習的な面から教育委員会が今まで所管してきた。しかし、プロスポーツ、障がい者スポーツ、オリンピック・パラリンピックなど、「スポーツによるまちづくり」が注目され、観光、産業、福祉などの分野との連携が一層求められる傾向の中、教育委員会がスポーツ分野を所管することの限界もあるのではないかと今回の視察を通じて感じた。

【香川県坂出市】

1 視察日時

平成28年10月28日（金） 午前9時20分から午前11時05分まで

2 視察事項

(1) さかいで算数・数学オリンピック事業について

- ① 経緯、背景について
- ② 概要について
- ③ 予算について
- ④ 市民、児童・生徒の反応について
- ⑤ 実績と効果について
- ⑥ 課題、展望について

(2) 学校統廃合事業と学校再編整備計画について

- ① 経緯、背景について
- ② 概要について
- ③ 予算について
- ④ 市民、児童・生徒の反応について
- ⑤ 実績と効果について
- ⑥ 課題、展望について

2 視察の目的

(1) さかいで算数・数学オリンピック事業について

所沢市では、児童・生徒の学力向上を目指し、学び創造プランを平成27年度から開始した。学び創造プランでは、それまでの学び改善プロジェクト推進事業の成果と課題を踏まえ、学力向上に向けて学校・家庭・地域が一体となり、3つそれぞれの目標を踏まえた取り組みを推進し、児童生徒の学力向上を図っています。

そのような中、坂出市ではさかいで算数・数学オリンピックを開催し、小・中学生が学校で学習する基礎的な内容を少し発展させた問題に挑戦することにより、算数・数学を活用し、考える楽しさ、工夫して解く喜びを味わい、思考力・判断力を高め、意欲的に学ぶ児童生徒を育成していることから、今後の審査等の参考にさせていただくため、委員会としてその取り組みを視察しました。

(2) 学校統廃合事業と学校再編整備計画について

所沢市では、高齢化の急速な進行や将来的に児童数が減少することが見込まれる学区について、平成18年に統廃合を行い、それまで48校だった小・中学校が47校になり現在に至っています。児童・生徒数は、平成17年からほぼ横ばいで推移し、将来的には減少することが予想され、今後は教育環境の整備と学校施設の有効利用が

求められ、学校の統廃合を計画的に進めていくことが喫緊の課題となってくるものと考えられます。

そのような中、坂出市においては学校再編整備実施計画を策定し、計画的な取り組みをされていることから、今後の審査等の参考にさせていただくため、委員会としてその取り組みを視察しました。

4 視察の概要

村井坂出市議会副議長から歓迎の挨拶、石本委員長の挨拶の後、森坂出市教育委員会学校教育課長から視察事項「さかいで算数・数学オリンピック事業について」の説明及び香川坂出市教育委員会教育総務課長から視察事項「学校統廃合事業と学校再編整備計画について」の説明、質疑応答が行われた。その後、議会図書室、議場の見学を行い、坂出市役所での視察を終了した。

『さかいで算数・数学オリンピック事業について』

(1) 経緯について

市制施行70周年を記念し、平成24年度より実施している。その狙いとしては3点あり、算数・数学に対する興味・関心を喚起し学習意欲を高める、算数・数学に関する思考力・表現力を育てる、算数・数学を活用する楽しさを感じ自ら発展的に学ぼうとする姿勢を育てることである。

算数・数学に絞った理由としては、理科離れが進んでいるということが言われて久しいが、坂出市においては学習指導要領が平成23年に改定され24年から全面实施されたが、その中で思考力・表現力・判断力の育成が非常に重要であるということが謳われている。また、いろいろな教科がある中で算数・数学に絞ったのは、国語であれば読書感想文や俳句、社会、理科であれば自由研究、体育であればスポーツ大会等があるが、算数・数学だけはそういった場がないということで、算数・数学においても、こういった能力を発揮する場を提供してはどうかとなった。

(2) 事業内容について

問題作成、オリンピックの開催、表彰式、解説の会に分けられ、運営組織としては、実行委員会と問題作成部会に分けられている。実行委員会については現在7名おり、委員長には大学教授、委員については有識者、小・中学校長、保護者の代表で構成されている。

問題作成部会については現在22名おり、先ほどの委員長の大学教授と有識者の委員に合わせて、市内小・中学校の校長、教頭、教諭については主に算数・数学を専門としている教諭の中から教育委員会が選任し委嘱している。この会は公正さを期すために、算数・数学オリンピックの名前ではなく問題作成部会の名で各学校に出張依頼を出しており、参加する場合の勤務対応は出張という形をとっている。

(3) 実施要項について

目的については、学校で学習する基礎的な内容の習得の上に立ち、発展させた内容

の問題に挑戦することを通して、算数・数学を深く考える楽しさ、工夫して解く喜びを味わうこととし、主催はさかいで算数・数学オリンピック実行委員会、共催については坂出市、坂出市教育委員会、仲多度郡三町教育委員会（第2回目から参加、琴平町、多度津町、まんのう町）、宇多津町教育委員会（第4回目から参加）、後援は坂出市小学校長会、坂出市中学校長会となっている。

部門は小学校と中学校の2部門で、小学生の部は5、6年生、中学生は1～3年生となっている。参加対象は坂出市内、仲多度3町、宇多津町内在住又はその学校に通う児童・生徒の希望者で、公立、国立、私立は問わない。実施場所は坂出中学校、実施日は7月下旬の日曜日としている。中学校で開催する理由としては、グラウンドがあることから駐車場の確保が容易なことや地震災害等の避難時にも十分な避難場所が確保できる。また、不審者の侵入を防ぐ観点から学校で開催している。開催日を7月下旬の日曜日としている理由は、中学校の総合体育大会が7月20日過ぎまであり、1名でも多くの参加者を募るため、それを避けた日曜日ということで実施している。

実施時間は小学生が90分、中学生が120分で、早く解けた子どもについては、小学生は60分、中学生は90分での退室を認めている。申し込み先は学校だが、市内在住であるが他所の学校に通っている子どもについては事務局に申し込む必要がある。参加料については無料で、表彰式は8月下旬の日曜日に行い、メダルと表彰状の授与をするが、学校名については公表していない。これは特定の学校に上位の子どもが集中すると、変な競争心を煽る恐れもあることから、そういった事態を避ける意味で個人名のみ公表している。

(4) 予算について

予算については学校教育課が予算どりをを行い、実行委員会に委託している。当初は10数万円スタートしたが、現在は50万円となっている。その内訳は報償費、消耗品費、印刷製本費となっている。

(5) 問題作成要領について

問題の内容は大きく分けて3点あり、日常生活や社会において知的好奇心を掻き立てる問題、数学的におもしろい問題、数学的な考え方をを用いて解くことが必要な問題となっている。題材には教科書、問題集、ドリル等に載っているような問題ではなく、身近にあるものとしている。出題範囲については、小学校5年生と6年生では、どうしても5年生が不利になってしまうので、小学5年生の7月までに授業で学習する内容を基に、解答が可能であるということ为原则としている。中学生の部についても同様である。

問題形式は短答式と記述式で、なるべく記述式を多く入れるように心がけている。その理由として、なぜそういう考え方や答えになったのか、その意図や理由、方法、手順、見出した事柄を捉えることで、思考力を問うことができる。ただ、問題作成で難しい点は著作権の問題で、問題については全て教員のオリジナルとしている。問題については、著作権を侵害しないように年数回問題作成部会を開いて、何度も吟味している。中には、新聞記事を採用することもあるが、これについては新聞社に問い

合わせをして使用料を支払っている。

問題作成委員の願いは3点あり、1つ目は算数・数学の本質は競い合うことが全てではないということ、2つ目が考えることによって味わう楽しさを体験してもらい、主体的に学ぶ姿勢を育てる、3つ目が逃げない、諦めない、挑戦する子どもを育てるという意図がある。また、こういう考え方が出るであろうということを予測して問題を作成しており、子ども達の思考力や表現力がいかんなく発揮される、それに応えられるだけの問題を作らなければいけないというところが難しい点である。

(6) 年間スケジュールについて

事務局の年間スケジュールは、前年度の9月から始まる。8月に表彰式が終わり、その翌月から来年度の大会に向けてスタートする。要項作成と問題作成が同時に始まり、2月には来年度の子供達の参加の状況を知るため、予備調査を各学校の教員にお願いして行っている。当該年度のスケジュールとしては、問題作成と並行して問題監修と実行委員会で実施内容についての協議を行い、6月には各市町教育委員会にポスター、チラシ、参加申し込み票を配布して参加募集を行うが、他にも新聞、ケーブルテレビ、地元のFMラジオ、市の広報紙等で周知をしている。

(7) 参加者について

今年度の参加者は小学生が98名、中学生が112名の合計210名ということで年々増加している。ただ、今年度は230名の参加申し込みがあったが、中学校の総合体育大会と小学校のスポーツ少年団の大会が重なって参加者が減少した。なお、参加の子供達には参加証が配付され、これを持っていないと参加できない仕組みになっている。

(8) 個人票について

個人票については、本人の得点と正答率を掲載している。ここで気を付けていることは、順位を知らせないことである。順位を知らせることで喜ぶ子どももいるが、ショックを受ける子どももいるので、こういったことがないようにあくまで個人内評価、絶対評価にしている。また、さまざまな感想があったということを知らせて、次年度への参加意欲の喚起に努めている。

(9) 解説の会について

坂出市の特徴として、解説の会というものを設けている。これは問題を解いて終わりということではなく、出題者が参加者に向き合って問題の意図を伝えるため、スライドを用いて解説する。解説の会は、表彰式の前に1時間ほど行われるが、そこには児童・生徒だけではなく、保護者も参加されており関心の高さが伺える。

(10) 表彰式について

成績優秀者には金銀銅メダルと賞状、またはそれに準じる優秀賞、考え方等が優れているものについてはアイデア賞、エレガント賞など各種賞が渡され、その後記念撮

影が行われる。

(11) 成果について

成果としては3点ある。教員の資質向上については、よりよい問題を求めて厳しい協議を重ねることから、問題作成する教員の研修にもなる。また、問題作成の視点で日常を見つめることにもつながるし、日頃の授業を振り返るきっかけにもなる。小中連携については、小・中学校の教員が一堂に会して問題作成をするので、小中連携の情報交換ができる。また、児童・生徒の理解にもつながるし、相互の学習内容の系統的理解が進むというメリットがある。

他市町の関心、賛同の声については、周辺の町（まんのう町、琴平町、多度津町、宇多津町）からも参加申し込みがあり、地域ごとのつながりについてもできている。

(12) 課題について

問題作成をする教員の負担が非常に大きく、勤務時間を過ぎての時間がかかなり多くなっているのが実情である。また、教職員の半数を50代が占めており、こうした財産を次世代を担う後輩達にどう継承していくかということも、大きな課題となっている。

ただ、算数・数学オリンピックを続けていけるのは、子ども達の喜ぶ姿や保護者の方の感謝の言葉、またこれからの坂出市のみならず近隣の町の子ども達に、考える楽しさや挑戦することの大事さを知ってもらいたい、そういう気持ちを持ってがんばっているとのことであった。

5 質疑応答

質疑 5回開催しているが、1回も同じ問題を出したことはないのか。

応答 同じ問題はありますが、似たような問題はあります。

質疑 数列の問題が載っているが、例えば規則性を変えて出題するのか。それとも全く違う問題を毎年出すのか。

応答 設問の文章については、同じようなものであってはいけないということで、数字にしたり、物語風に出したり、カード形式にしたりということで表現を変えています。大きな狙いである数列、順列は重なるが、出し方が全く同じというものはありません。少し似ているものもあるが、その辺りは問題作成委員が注意しています。

質疑 通塾率も多少影響があると思うが、いわゆる学習の機会が増えると有利だという問題作成ではないという理解でいいか。また、それを学校の中で活かす機会はあるのか。

応答 6月にチラシを配布して参加の呼び掛けをしますが、裏面には過去の問題を掲載しています。ある中学校では、その問題を大きくコピーして廊下に掲示し、めくったら答えが出てくるというような工夫をしています。ただ、それが日常の授業や全国学力量学習状況調査に反映されているかというと、直接的には結びつかないと考えています。しかし、算数・数学って嫌だなと思っていたけど、やってみる

と結構楽しかったなというのがアンケートの中にも多数見られますので、そういった側面のほうが強いと考えています。

質疑 授業の材料としては使っていないのか。

応答 使っていません。

質疑 参加者の割合は、30人クラスであれば2、3人というイメージか。

応答 1割前後というところですよ。チラシをすぐ机に入れる子もいれば、じっくり見る子もいます。そこで役立つのが、こちらから先生に配布している子ども達に伝えて欲しいことを記した原稿で、算数・数学オリンピックを開催する意図、どんな子に参加してほしいかを説明してもらいます。そこで、得意な子は参加しようとなるし、苦手な子は嫌だ、無理ということになるが、こういった参加者の声があるよ、こういう面白さがあるよ、バッチももらえるよといった声かけで、1人でも多くの参加者を募るということをしています。実際、参加したきっかけについては、友達に誘われたというのと先生からの声かけがあったというこの2つが非常に大きく、必ずしも得意な子が参加しているというわけでもありません。

質疑 各賞は学年ごとか。

応答 小学校部門で金銀銅、中学校部門で金銀銅で、学年は関係ありません。

質疑 金銀銅は学年別で見ると、中学校は3年生が多いといった傾向はあるのか。

応答 今年度も昨年度も、1位を獲っているのは中2や小5の子です。必ずしも最上位の学年の子というわけではありません。それから、上位1割ぐらいの子には、優秀賞ということで賞状を出しております。また、非常に優れた考え方をしている子を表彰するため、エレガント賞、アイデア賞、ユニーク賞を設けています。

質疑 国立や私立の小・中学校はあるのか。

応答 国立が香川大学教育学部附属高松小・中学校、私立が大手前中学校、藤井中学校があります。

質疑 成績上位の子は、そういうところの児童・生徒が多いのか。

応答 金銀銅については1名だけ私立中学校ですが、あとは全て公立です。

質疑 国立の小・中学校からも参加があるのか。

応答 数多く参加しています。

質疑 成果として、教員の資質向上があり、その中に日頃の授業を振り返るとあるが、その内容についてはどのように伝えているのか。

応答 大きく分けて3点あります。1点目は、テストは解いて終わりではなく、解くだけではその半分も満たしていません。テストを解いた後の直し、またはそれをいかに次につなげるかというのが、実は半分以上を占めています。そうしたことから、問題作成委員が中心となって表彰式の前に解説の会を行い、学び直しをしています。2点目が教職員の振り返りです。結果が出ると、こういう問題が落ち込んでいるなという傾向がわかります。例えば、記述式のところがあいまいであれば、普段から証明問題等で自分の考え、表現する道筋をきちんと論理立てできていないということで、日頃の学校での指導がこういったところに出ているのではないかとわかります。3点目は、この結果を定例の小・中学校の校長会でお伝えしています。今回のオリンピックではこういうことがあったけれども、その問題に

は日頃のこういった指導、取り組みに課題があるから、各学校でこれを参考に指導をしてくださいと、こういった観点から振り返っています。

質疑 先生自身の授業のあり方を振り返るといことだが、子ども達は1割程度の参加でありギャップがあるのではないか。

応答 これは夏休み中の参加授業ということになりまして、強制ではありません。ただ、参加していない子ども達にも間接的にでも何かを残していけたらなど考えています。もっと増やしたらいいじゃないかというような意見もごもつともですが、この辺りは保護者の考え方というのもありますので、我々としては少しでも参加人数を増やして地域に広がるようにしていきたいと考えています。

質疑 5年生ともなると、算数嫌いな子も多いのか。

応答 結構います。先日、本県の全国学力学習状況調査の結果が出ましたが、その報告書に得意な教科と好きな教科が一致しないということが出ていました。得意な教科があるがその教科は好きかと言うと、必ずしもそうではないということです。今、大きな問題になっているのが学習への意欲化で、できるけれどもしたくないとか、しなければいけないからするということでは、発展性がないということにつながります。また、意欲化の問題で言いますと、選択式での無回答率が一番多く、それは明らかにやる気がない、したくないということの表れと捉えています。ですから、そういった子ども達をつくらない、できないけれど何か面白いとか、得意だからもっとやろうという、その楽しさを味あわせることが常日頃の授業で大切だと考えており、そのところはやはり大事にしなければいけないと思います。

質疑 この事業を通して、算数・数学が好きだという割合が増えたとか、そういう成果はあるか。

応答 このことに関してデータをとっているわけではありませんが、アンケートの回答に、「算数は苦手だったけれどオリンピックの問題を解いてみて、算数ってこんなに楽しかったんだと初めて思いました。」とか、「解けないが少し見方を変えると解けるに変わっていくのがとてもおもしろかったです。」とか、「どの問題も難しく、でも考えたいような問題でした。だから、すごく楽しく好きな数学から大好きな数学へと変わりました。」という感想を見ますと、そういった実感はあります。

質疑 事業の成果として全校的なアンケート調査をして、数学とか理系科目の関心度を調査するという話は出ていないのか。

応答 まだそういった話は出ていません。経年比較をしていくと面白いデータになるかと思いますが、参加者が全児童・生徒の1割ということでは、その辺りのデータの有意性が出るかどうかということもあります。

質疑 この事業を通して、市はどういう狙い、目的を持っているのか。

応答 確かに、実際どうだったんだということを考えたときには、必要かなと思います。今後の課題として捉えております。

質疑 現場の教師は大変ではないか。

応答 かなり大変な作業になっています。先生方は考え方や教科にこだわりがあります

ので、文言1つにしても議論が絶えません。また、問題監修をしているのが委員長と顧問なのですが、委員長は数学の教授で顧問は前教育長で専門が数学ということで、そのお二方に文章量、数字を見ていただいて、適切かどうか判断していただいております。

質疑 問題作成部会委員は毎年、違うのか。

応答 少しずつ変わっております。

質疑 その人選は教育委員会が行うのか。

応答 手続きとしては、我々から校長を通じて本人に承諾をいただくようにしています。ただ、どなたがいいかというのはわかりませんので、校長会の先生方や数学を研究されている方に相談しまして、お声をかけているというのが実際のところですよ。

6 所感

算数・数学オリンピック事業は、子どもたちの理数系離れが問題視される中、単に答えを求めるだけでなく数学的思考を求める事業ということがわかった。問題作成者の苦労は大変なものがあるが、周辺他町の反応を見ても、この事業の意義の重要性が再確認できた。

所沢市教育委員会も、すぐに同様の事業はできないと思うが、改めてこの事業について検証してもらいたい。

『学校統廃合事業と学校再編整備計画について』

(1) 坂出市学校再編整備検討委員会の設置について

平成19年7月、坂出市の今後における小・中学校の適正規模及び適正配置の再編整備を検討するため、坂出市学校再編整備検討委員会を設置した。委員会は学識経験者3名、小・中学校長及び幼稚園長の代表者3名、保護者の代表者としてそれぞれの小学校のPTA会長14名、住民代表者として連合自治会長、老人会長及び坂出市婦人団体連絡協議会の会長等5名の計25名で組織された。

(2) 諮問について

教育委員会として、坂出市学校再編整備検討委員会に諮問事項2点をお願いした。1点目が坂出市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について、2点目が坂出市立小・中学校の再編整備（統廃合）の具体的方策についてで、平成20年1月の第7回会議において坂出市学校再編整備計画素案が策定された。

(3) 再編基準について

再編の基準としては、学校規模の観点と校舎の耐震化に係る緊急度の観定の2点あり、学校規模の観点では11学級以下の小・中学校（小規模校・過小規模校）は、再編の対象にする、通学距離は小学校が3km以内、中学校が5km以内を目安とする、統合によって通学距離が一定以上となる場合にはスクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる、離島の交通事情など地域の実情を考慮した再編とするとした。

校舎の耐震化に係る緊急度の観点では、昭和30年代に建てられた校舎は建て替えまたは大規模改造等を行い、それ以外の校舎についても耐震化工事を行い、学校の安全性を重視しなければならないという観点で考えた。

(4) パブリックコメントの実施について

平成20年2月に、この素案に対するパブリックコメントを実施し、159人の市民の方から218件の御意見が寄せられた。パブリックコメントの結果については、学校は地域コミュニティの核となっていることから残してほしいといった意見や、島嶼部からの根強い反対の他、王越地区からは賛否両論の意見があった。

(5) 素案の修正について

計画策定に当たって、素案を一部修正した。素案では、休校中の与島小学校・中学校及び沙弥小学校・中学校を廃校としていたが、その後、与島小学校・中学校が廃校になったことで、計画から切り離すことになった。また、平成22年に沙弥小学校・中学校も廃校になって、瀬居小とともに中央小と西部小の統合計画に合流するということになった。王越地区については、住民から賛成、反対の両方の意見があり、児童の状況から向こう10年ではなく5年以内での計画が適切ではないかということで、当初、後期計画に入れていたが前期計画に位置付けることとした。

(6) 答申書について

平成20年4月、検討委員から答申が出た。校舎等の耐震化についてと望ましい小・中学校の規模については、国や県の学校規模に関する基準、学級規模に関する基準と小規模校と小規模化という観点で答申をいただいた。

(7) 坂出市学校再編整備実施計画について

答申を受けて、平成20年12月に教育委員会としての学校再編整備実施計画ができた。学校再編整備実施計画の策定までの経緯、学校再編整備の必要性から始まり、児童・生徒数の推移、学校施設の現状と課題を挙げて、最終的な学校再編整備の基本的な考え方が打ち出されており、そこには基本方針、再編整備の基準、学校再編の対象校ということで具体的に名前が出ている。それから、実施計画の策定及び計画推進における留意点が列挙され、今後の学校統合別の実施計画が具体的に記載された。

質疑応答

質疑 統廃合後の施設利用は計画の中で何か検討があったのか。

応答 前期計画については中央小、西部小、沙弥小の3校が統合し、坂出小という新しい小学校が平成22年に開校しました。古い校舎だったので耐震化してももたないだろうということで、まず中央小において坂出小として開校し、西部小の建物を壊して2年間をかけて、西部小の跡地に坂出小を新たに建設しました。総工費は関連工事を含めて21億円、建物自体は約17億円かかりました。それから、瀬居小と瀬居中は結果的には残りました。これは話をしていく中でどうしても学校を残してほしいという地元住民の強い意向があり、これをむげにして統合していくことは難しいということになりました。この場所はもともと島でしたが、埋め立てによって番の州工業地帯ができたことで陸続きになりました。もともとのコミュニティ自体が小さい上、地元の結び付きが強い地域と言えます。続いて、白峰校区の松山小と王越小については、王越小が松山小に統合されるという形で23年4月に新しい松山小となっております。

後期計画については、今のところ検討はしてまいりましたが、坂出中と東部中については規模、保護者の意見、生徒の人数がそう大きくは推移しないであろうという見込みもありまして、しばらくは様子見ということで現状維持としております。また、将来構想については、これから検討をしていく予定ですが、生徒数や地元の意向が非常に大きな要素となってくるものと考えております。

土地利用の計画に戻りますが、当初は中央公民館や勤労福祉センターが周辺にあり、老朽化しておりましたので、それを移転、新築するという考えでいました。それは中央小の跡地なんですけど、最終的に何になっているかという、坂出市立病院になっています。もともとはそこから1キロちょっと離れた鉄道高架沿いにあったのですが、耐震基準を満たしていないということで、非常に切迫していたことから、最終的には市長判断で中央小を壊して、市立病院が建設されました。王越小については校舎をおおむねそのまま残し、中を青年活動型の宿泊施設に改

める工事を今まさに進めています。対象は主に小・中学校で青少年教育や成人教育にも対応し、来年4月には開園いたします。

統廃合に当たっては丁寧に進めてまいりましたが、小学校が廃校になって、子どもがいない寂しさがこんなに辛いものだとは思わなかったといったご意見をいただき、統合、廃校することの難しさを改めて感じている次第です。ですから、これからもし統廃合をしていく際には、丁寧になおかつ、さらに丁寧にしていかなければいけないと感じております。

質疑 市立病院を建てたということは、手続き的には教育施設を1回普通財産に戻したのか。また、補助金の返還等は発生したのか。

応答 古いということで補助金の返還はなかったです。それから、おっしゃるように教育財産から普通財産に戻しまして、市長部局に戻してそれをもとに建てたということです。

質疑 築何年ぐらいだったのか。

応答 開校が昭和30年代です。中央小が昭和30年から33年で、西部小が昭和31年から34年で一部昭和56年の建物があります。

質疑 岩黒小と櫃石小は島民の強い反対の意見で前期計画から将来構想になったみたいだが、将来の児童・生徒数は統計的にはどんな数字が出ているのか。

応答 櫃石小は28年度から休校になりました。廃校にしなかったのは、自治会長から子どもがいつ帰ってくるかわからないということや閉校にしたら復活するのは難しいということで、休校にしてほしいという要望があり受けました。

質疑 いつ帰ってくるかわからないというのはどういうことか。

応答 今も2名はいるのですが、大規模校に通わせたいという保護者の考えと櫃石については岡山県の私立小学校に通っていると聞きしております。岩黒小・中学校についても数が減っておりますので、将来構想にはしておりますけれども休校の可能性はあると思います。

質疑 パブリックコメントの中で取り入れられた意見があれば伺いたい。

応答 あえて言うなら、島嶼部の櫃石と岩黒は給食がありませんでしたが、平成22年と23年にそれぞれ岩黒小と櫃石小・中学校に給食を配送する形で実施いたしました。ここだけが給食がなかったのですが、やっと全ての学校で給食が出せるようになりました。

質疑 統廃合によって、スクールバスを走らせなければならないというようなこともあると思うが、距離的にはどのくらいからか。

応答 従来、松山小学校区においでの方については、基本的には校区に通っているお子さんに関してはスクールバス等は出しておりません。

質疑 保護者の経済的な負担はどうなっているのか。

応答 王越小から松山小に通うようになった児童・生徒のために、スクールバスを準備することまではできなかったのですが、小学校1、2年の低学年につきましてはタクシーを借り上げて、路線バスの停留所ごとに停めまして通学支援ということで実施しております。小学校3、4年生については、路線バスを利用してもらうようにしまして、利用料金については1カ月500円を負担していただき、あと

は市が負担する形で通学支援という方策をとっています。他にも白峰中というかなり広範な学区の学校がありますが、こちらは従来からやっていたのですが、府中小と王越小の子どもについては、定期バスがある方は定期バスを、府中についても一番奥地から来る子どもについてはバスがありませんので、タクシーを借り上げて通学するというので、一部費用負担をしていただき、残りは市が負担しています。通学支援体制としてはそういう形をとっており、統合によって通学支援になったのは王越小、従来からやっていたのは白峰中に通う府中からと王越のお子さんについては通学支援をしておりました。

質疑 統合後の名称について、どちらかが残る場合と新たに名前が付く場合の両方があるということではないか。

応答 小学校統合に係る準備体制については、統合新校準備委員会を設けまして、その中で学校名、校章、校旗、標準服、学校行事等を話し合うプロジェクトチームや教育目標、学級編成、教育課程、校務分掌、校歌等を考えるプロジェクトチームを作り協議を行いました。校旗や校章は募集をいたしまして、坂出小の校歌については当時の校長が小椋佳氏の大ファンということで小椋氏に作詞作曲を依頼されました。

所感

学校統廃合と学校再編整備は、少子化が進む中、多くの自治体が直面している課題である。そうした中、統廃合の明確な基準を示すことがまず重要であり、その後のプロセスについても重要であるということが理解できた。

現在、所沢市では統廃合の方針はないが、いずれこの問題が顕在化することは間違いなく、ぜひ今の段階から他市の事例を検証してもらいたい。